

和歌山市内部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、本市において、職員からの公益通報を適切に処理するため、本市が講ずるべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部公益通報 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、第5条各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、内部公益通報受付窓口又は職制上の上司に対して形式を問わず通報することをいう。
- (2) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (3) 公益通報者 内部公益通報をする者をいう。
- (4) 内部公益通報受付窓口 庁内対応員及び庁外対応員をいう。
- (5) 庁内対応員 職員からの内部公益通報を受け、その事実を調査するための職員をいい、公正職務専門監をもって充てる。
- (6) 庁外対応員 職員からの内部公益通報を受け、その事実を調査するため、弁護士資格を有する者のうちから市長が委嘱するものをいう。
- (7) 調査員 内部公益通報受付窓口が調査を行うに当たり、内部公益通報受付窓口を補佐する職員をいう。

(通報を受けた上司の役割)

第3条 内部公益通報を受けた者（内部公益通報受付窓口を除く。）は、その事実の内容等及び内部公益通報をした者の意向を踏まえ、秘密に配慮した上で、内部公益通報受付窓口に報告するものとする。

(質問・相談窓口の設置)

第4条 内部公益通報に関し、本市に職員からの質問や相談を受け付けるための質問・相談窓口を設置する。

- 2 前項の質問・相談窓口には、任命権者の所管に属する部局において職員の服務に関する相談及び指導に係る事務を掌理する職員をもって充てる。

(内部公益通報の受付窓口及び範囲)

第5条 内部公益通報受付窓口は、職員からの次に掲げる事実についての内部公益通報を受け付けるものとする。ただし、本市の法令遵守等の確保及び適正な業務遂行のために必要と認められるものに限る。

- (1) 法令に違反する行為に関する事実
- (2) 本市に適用される条例、規則その他の規程に違反する行為に関する事実
- (3) その他、本市の法令遵守等の確保及び適正な業務遂行に資する事実

(内部公益通報の受付)

第6条 内部公益通報受付窓口は、匿名であっても内部公益通報を受け付けるものとする。ただし、明らかに不正の目的でなされたと認める通報及び内部公益通報に該当しないと認める通報は、これを受け付けない。

(受理・不受理の通知)

第7条 内部公益通報受付窓口は、受け付けた通報内容を審査し、内部公益通報として受理するか否かを遅滞なく決定し、その受理・不受理について、公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による内部公益通報であるとき又は公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(調査の実施)

第8条 庁内対応員及び庁外対応員は、前条の規定により受理した事実（以下「通報事実」という。）について、利害関係があり庁内対応員に報告しないことが適当と認められる事案を除き、相互に連携して遅滞なく調査を開始しなければならない。この場合において、調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が公益通報対象者及びその関係者に特定されないよう配慮し、情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限にしなければならない。

(調査員の指定)

第9条 内部公益通報受付窓口は、前条の調査を行う場合において必要があると認めるときは、次の各号のいずれにも該当しない者を調査員として指定し、その調査を補佐させることができる。

- (1) 通報事実の発覚や調査の結果により不利益を被る者
- (2) 公益通報者又は公益通報対象者と親族関係にある者
- (3) 通報事実に対する公正な調査や是正措置等の検討又は実施を阻害するおそれのある者
- (4) その他通報事実に関して利害関係を有する者

(協力の義務等)

第10条 内部公益通報受付窓口は、第8条の調査に際し、必要があると認めるときは、資料の提出を求め、関係する職員から事情を聴くことができる。

- 2 内部公益通報受付窓口から調査の協力を求められた職員は、調査に誠実に協力しなければならない。調査を妨害する行為をしてはならない。
- 3 前2項の規定により調査を行った者及び調査に協力した者は、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(調査結果の報告)

第11条 内部公益通報受付窓口は、第8条の規定による調査の結果、第5条各号に掲げる事実があると認めるときは、調査結果をその内容を証する資料とともに、市長及び任命権者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告においては、公益通報者の氏名は報告しない。ただし、内部公益通報受付窓口は、特に必要があると認める場合において、あらかじめ公益通報者本人の同意を得たときは、氏名を報告することができる。
- 3 内部公益通報受付窓口は、調査結果を公益通報者に報告しなければならない。ただし、匿名

による内部公益通報であるとき又は公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(調査結果に基づく措置)

第12条 任命権者は、内部公益通報受付窓口から前条第1項の報告を受けたときは、是正措置及び再発を防止するために必要な改善措置を講じなければならない。この場合において、講じた措置の内容を内部公益通報受付窓口に報告するとともに、必要と認める事項について適宜公表するものとする。

2 任命権者は、前項前段に規定する改善措置を講じるに当たっては、あらかじめ、和歌山市公正職務審査会条例（令和3年条例第5号）第1条に規定する和歌山市公正職務審査会に諮問するものとする。

3 内部公益通報受付窓口は、任命権者から第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による内部公益通報であるとき又は公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

4 内部公益通報受付窓口は、前項の規定による通知を行うに当たっては、本市の適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

5 庁外対応員は、庁外対応員以外が受理した内部公益通報に係る事案も含め、任命権者が第1項前段に規定する措置を講じないときは、これを自ら公表し、又は告発する等の措置を講じるものとする。

(公益通報者の保護)

第13条 任命権者その他の公益通報者を管理監督する立場にある職員は、公益通報者に対し公益通報をしたことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。）をしてはならない。

2 任命権者は、自らの所管に属する部局に公益通報者保護対策チームを置き、内部公益通報の受理後、公益通報者に対し、不利益な取扱いが行われていないかの適宜確認その他公益通報者保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。ただし、匿名による内部公益通報であるときは、この限りでない。

3 公益通報者保護対策チームは、公益通報者に対する不利益な取扱いが認められる場合には、適切な救済及び回復の措置を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第14条 任命権者は、正当な理由なく第10条第2項及び第3項の規定に違反した職員並びに前条第1項の規定に違反した職員に対しては、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(職員への周知)

第15条 任命権者は、公益通報制度が適切に運用されるよう、職員に対する研修を実施するほか、公益通報制度の周知徹底を図るものとする。

(運用状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、この要綱の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(保存期間)

第17条 内部公益通報に係る記録及び関係資料の保存期間は、10年とする。

(庶務)

第18条 調査に係る庶務は、内部公益通報に係る事実に関係する、任命権者の所管に属する部局において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(和歌山市職員の公益通報に関する要綱の廃止)
- 2 和歌山市職員の公益通報に関する要綱(平成17年4月12日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年10月15日から施行する。